

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ハイチ	レオガン市復興のための給水システム復旧整備計画の贈与に関する日本国政府とハイチ共和国政府との間の交換公文	レオガン市復興のための給水システム復旧整備計画の完成に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	669,000千円 -----	H26.3.6 ポルトープラونس で (同日)	日本側 田村勝義在ハイチ大使館大使 ハイチ側 ビエール＝リシヤール・カジミール外務・宗務大臣	H26.3.25 84号
ハイチ	貧困農民支援に関する日本国政府とハイチ共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入	300,000千円 H27.5.31まで	H26.5.7 ポルトープラونس で (同日)	日本側 田村勝義在ハイチ大使館大使 ハイチ側 デュリ－・ブリエテュス外務・宗務大臣	H26.5.21 173号
ハイチ	食糧援助に関する日本国政府とハイチ共和国政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	410,000千円 H27.3.31まで	H26.12.5 ポルトープラونس で (同日)	日本側 田村勝義在ハイチ大使館大使 ハイチ側 デュリ－・ブリエテュス外務・宗務大臣	H26.12.25 407号

無償資金協力取極の修正に関する取極

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	修正の内容	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ハイチ	南東県ジャクマル病院整備計画のための贈与に関する平成二十四年十月四日付けの取極の修正に関する日本国政府とハイチ共和国政府との間の交換公文	贈与の限度額を「2,027,000千円」に改める。	H26.3.6 ポルトープラونس で (同日)	日本側 田村勝義在ハイチ大使館大使 ハイチ側 ビエール＝リシヤール・カジミール外務・宗務大臣	H26.3.25 83号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。